

入札情報

発 注 課	まちづくり課
工 事 名	(仮称)高島集会所新築工事のうち管工事
工 事 場 所	鳴門市鳴門町高島
業 種	管
入 札 方 式	指名競争入札
最低制限価格制度	適用
設 計 金 額 (税 抜)	¥8,220,000-
予 定 価 格 (税 抜)	¥8,220,000-
予 定 工 期	契約締結日の翌日から令和 7年10月31日まで
入 札 書 提 出 期 間	令和 7年 4月14日(月) 8時30分 から 令和 7年 5月 1日(木) 12時00分 まで
内 訳 書 提 出	必要
開 札 場 所	鳴門市役所3階 会議室302
開 札 日 時	令和 7年 5月 1日(木) 13時40分
設計図書等閲覧場所	鳴門市公式ウェブサイト
設計図書等閲覧期間	令和 7年 4月 8日(火) 8時30分 から 令和 7年 5月 1日(木) 12時00分 まで
質 問 書 提 出 方 法	公告日から起算して3日以内(市の休日除く)に発注課へ書面にて提出すること。 様式は任意とし、持参又は郵送により提出すること。(ファクシミリは不可) 回答は、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。
問 い 合 わ せ 先	鳴門市企画総務部総務課契約検査室 電話088-684-1161
備 考	・入札保証金 : 免除 ・契約保証金 : 請負契約金額が500万円以上の場合には要する ・契約書作成の要否 : 要する ・議会の議決 : 要しない ・この案件は、入札書の提出、開札、落札者の決定等について、原則として徳島県電子入札システムで行います。 ・鳴門市契約に関する規則、競争契約入札心得及び鳴門市電子入札システム運用基準に基づき執行します。 ・落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額としてください。 ・入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了します。 ・本指名を辞退する場合は、辞退届を提出してください。 ・当該指名競争入札において、他社と役員の重複がある場合は、申し出ること。 ・本指名通知は場合により取り消すことがあります。 ・入札が無効となる事項：鳴門市契約に関する規則(昭和41年鳴門市規則第23号)第15条及び競争契約入札心得第6各号に該当するとき。また鳴門市電子入札システム運用基準に違反して行われた入札のとき。 ・支払の条件： ① 前金払及び中間前金払 鳴門市工事請負契約約款に関する規則第29条による。 ② その他 鳴門市工事請負契約約款に関する規則による。 ・その他： ① 請負金額100万円以上は建設業退職金共済組合の掛金収納書を要します。 ② 請負金額500万円以上は任意労災加入証明書を要します。 ③ 内訳書を必ず提出すること。 提出しない場合、次回の指名を見送ります。 ④ 開札日に2件以上の工事の入札を予定している場合で、全ての工事に要件を満たした主任技術者等(現場代理人を含む)を選任できないおそれがある場合には、配置予定技術者票を開札日の前日まで(閉庁日除く)に持参又は郵送(書留郵便に限る)により契約検査室まで提出してください。提出があれば、1件の工事を落札したことで、以後の入札案件の配置予定技術者が不在となった場合には、不在となった以後の入札を無効として取り扱います。万が一、配置予定技術者票が提出されず、後日になって配置予定技術者の不在が発覚した場合には、入札参加資格停止措置の対象となります。 ・別途発注の建築工事の入札が取り止めとなった場合は、本工事の入札を中止します。 ※この入札情報に記載している時刻は24時間表記です。